
平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる 災害への対応について

平成 30 年北海道胆振東部地震により、道内各地域に甚大な被害が発生しており、被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記の対応をさせていただきます。

記

1. 預金証書、通帳、キャッシュカード、お届印を紛失した場合でも、災害被災者の方の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者の方であることを確認し、払戻しさせていただきます。
2. 届出の印鑑がない場合についても、拇印にて対応いたします。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。また、定期預金を担保とする貸付についても対応いたしますので、ご相談ください。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ取立てに応じることとしておりますので、ご相談ください。
5. 災害時における手形、小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分等については、ご相談ください。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案し、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客様の便宜を考慮した対応をいたしますので、各営業店の融資窓口にご相談ください。

※詳しくは、当金庫本支店窓口までお尋ねください。

